

昭和三十年通商産業省令第五十四号

輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第二十八条第二項の規定に基き、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令を次のように制定する。

（輸出取引の承認）

第一条 輸出業者は、別表第一の品目欄に掲げる貨物を同表の当該仕向地欄に掲げる仕向地に輸出しようとするときは、その貨物に係る同表の当該承認事項欄に掲げる事項について、別表第二で定める様式による輸出取引承認申請書（以下「申請書」という。）二通を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、その申請が別表第一の輸出組合欄に輸出組合の名称を掲げる貨物に係るときは、同項の規定にかかわらず、その輸出組合に提出しなければならない。

（特例）

第二条 前条の規定は、別表第三に掲げる貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

（承認の有効期間）

第三条 第一条第一項の承認の有効期間は、その承認をした日から三月とする。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。

（事務の処理）

第四条 別表第一の品目欄に掲げる貨物についてのこの省令に係る経済産業大臣の事務のうち、同表の当該処理事務欄に掲げるものは、同表の当該輸出組合欄に掲げる輸出組合に処理させるものとする。

2 前項の輸出組合の名称及び当該事務を処理する事務所の所在地並びに当該承認の基準（その輸出組合に承認に関する事務を処理させることとする場合に限る。）は、官報に公示するほか、経済産業公報及び通商弘報に掲載するものとする。

（沖縄県からの輸出に係る特例）

第五条 沖縄県に主たる事務所を有する輸出業者は、別表第一の品目欄に掲げる貨物を同表の当該仕向地欄に掲げる仕向地に沖縄県から輸出しようとするときは、第一条第二項の規定にかかわらず、申請書を内閣府沖縄総合事務局経済産業部に提出することができる。

2 前項の場合において、内閣府沖縄総合事務局経済産業部は、前条第一項の規定にかかわらず、別表第一の当該処理事務欄に掲げるものを処理するものとする。

附則

この省令は、昭和三十年十一月一日から施行する。

附則（昭和三十一年三月二日通商産業省令第四号）

この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則（昭和三十一年八月三〇日通商産業省令第三十七号）抄

1 この省令は、昭和三十一年八月三十一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二七日通商産業省令第九六号）抄

1 この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一日通商産業省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年二月二五日通商産業省令第一六六号）

1 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前に別表第一の五、七、八、二〇の項のいずれかに該当する貨物の輸出について輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第一項の承認または同令第二条第一項の許可を受けた輸出業者がその承認または許可を受けたところに従つてこれらの貨物の輸出については、この省令は適用しない。

附則（昭和四十三年四月一日通商産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二の項の改正規定は、昭和四十三年四月五日から施行する。

附則（昭和四十三年五月二七日通商産業省令第五七号）

1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

2 この省令の施行前に輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第一項第一号の承認または同令第二条第一項の許可を受けた輸出業者がその承認または許可を受けたところに従つてこれらの貨物の輸出については、この省令は適用しない。

附則（昭和四十三年六月一三日通商産業省令第六七号）

この省令は、昭和四十三年六月十五日から施行する。

附則（昭和四十三年七月一六日通商産業省令第七九号）

この省令は、昭和四十三年七月二十二日から施行する。

附則（昭和四十四年一月二七日通商産業省令第五五号）

この省令は、昭和四十四年二月一日から施行する。

附則（昭和四十四年九月一日通商産業省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年一〇月九日通商産業省令第九四号）

この省令は、昭和四十四年十月十五日から施行する。

附則（昭和四十四年二月二五日通商産業省令第一一一号）

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和四十五年二月二四日通商産業省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三、五および六の項の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則（昭和四十六年三月三〇日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一〇の項の改正規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四十六年七月三一日通商産業省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年二月一八日通商産業省令第一一九号）

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附則（昭和四十七年五月一三日通商産業省令第四八号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附則（昭和四十七年六月二四日通商産業省令第六六号）

この省令は、昭和四十七年六月三十日から施行する。

附則（昭和四十七年一月二七日通商産業省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年二月二日通商産業省令第一四九号）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二九日通商産業省令第二号）

この省令は、昭和四十八年二月一日から施行する。

附則（昭和四十八年八月二七日通商産業省令第八二号）

この省令は、昭和四十八年九月一日から施行する。

附則（昭和四十八年一月八日通商産業省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年二月一日通商産業省令第一二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年二月二五日通商産業省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年二月一日通商産業省令第一五号)
この省令は、昭和四十九年二月四日から施行する。
附 則 (昭和四十九年三月二十九日通商産業省令第二二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月四日通商産業省令第四八号)
この省令は、昭和四十九年七月八日から施行する。
附 則 (昭和四十九年十二月二〇日通商産業省令第九八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月二七日通商産業省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五〇年七月三一日通商産業省令第七一七号)
この省令は、昭和五十年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年十二月二〇日通商産業省令第一二二二号)
この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五一年三月二六日通商産業省令第一五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月二五日通商産業省令第四二二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年七月二七日通商産業省令第五二二号)
この省令は、昭和五十一年七月三十一日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月一四日通商産業省令第二二二二号)
この省令は、昭和五十二年一月十八日から施行する。
附 則 (昭和五二年七月二七日通商産業省令第五二二二号)
この省令は、昭和五十二年七月三十一日から施行する。

附 則 (昭和五二年七月二二日通商産業省令第三三三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年三月一七日通商産業省令第八八号)
この省令は、昭和五十三年三月二十七日から施行する。

附 則 (昭和五四年二月二六日通商産業省令第一一七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五五年二月一四日通商産業省令第二二二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二七日通商産業省令第一七七号)
この省令は、昭和五十五年六月二日から施行する。
附 則 (昭和五五年六月二二日通商産業省令第一七七号)
この省令は、昭和五十五年六月二日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月二〇日通商産業省令第三三三三号)
この省令は、昭和五十六年一月三十日から施行する。
附 則 (昭和五六年一月二六日通商産業省令第四四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月二六日通商産業省令第四四四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年一月二六日通商産業省令第四四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月二六日通商産業省令第四四四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年一月二六日通商産業省令第四四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

和二十四年政令第三百七十八号) 第一条第一項第一号の二の承認を受けた輸出業者がその承認を受けたところから従つてする当該貨物の輸出については、この省令の規定は適用しない。

附 則 (昭和五六年一月〇七日通商産業省令第六二二二号)
この省令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。
附 則 (昭和五八年二月二日通商産業省令第八九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年二月二日通商産業省令第九〇号)
この省令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
附 則 (昭和六〇年五月二四日通商産業省令第一八八号)
この省令は、昭和六十年六月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月六日通商産業省令第七二二二号)
この省令は、昭和六十年十二月十日から施行する。
附 則 (昭和六一年二月二六日通商産業省令第九二二二号)
この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一五日通商産業省令第六八八号)
この省令は、昭和六十二年十一月十日から施行する。
附 則 (昭和六二年二月二二日通商産業省令第七五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二二日通商産業省令第七五五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六二年二月二二日通商産業省令第七五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月一八日通商産業省令第四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にクウェイトを仕向地とする貨物の輸出について輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第二条第一項の承認を受けた輸出業者がその承認を受けたところに従ってする当該貨物の輸出については、この省令による改正後の輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令の第一条第一項の承認を受けることを要しない。

附 則 (平成三年一月二八日通商産業省令第七三号)

- 1 この省令は、平成三年十二月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年二月二六日通商産業省令第八四号)

- 1 この省令は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月一九日通商産業省令第四〇号)

- 1 この省令は平成四年六月二十六日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行前に改正前の輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第一条第一項の承認を受けた輸出業者がその承認を受けたところに従ってする貨物の輸出については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月二七日通商産業省令第二四号)

- 1 この省令は、平成五年五月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一日通商産業省令第五六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月二六日通商産業省令第八二号)

- 1 この省令は、平成五年十二月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年二月二七日通商産業省令第九六号)

- 1 この省令は、平成六年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月二八日通商産業省令第二〇号)

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年五月二四日通商産業省令第四四号)

- 1 この省令は、平成六年五月二七日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年一月〇月二六日通商産業省令第七二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にハイティを仕向地とする貨物の輸出について輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第二条第一項の承認を受けた輸出業者がその承認を受けたところに従ってする当該貨物の輸出については、この省令による改正後の輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第一条第一項の承認を受けることを要しない。

附 則 (平成六年二月二二日通商産業省令第九四号)

- 1 この省令は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一月一日通商産業省令第七六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行前にセルビア、モンテネグロ、クロアチア又はボスニア・ヘルツェゴヴィナを仕向地とする貨物の輸出について輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第二条第一項の承認を受けた輸出業者がその承認を受けたところに従ってする当該貨物の輸出については、この省令による改正後の輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第一条第一項の承認を受けることを要しない。

附 則 (平成九年三月二六日通商産業省令第三五号)

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年二月一九日通商産業省令第二二〇号)

- 1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成一〇年二月二四日通商産業省令第八九号)

- 1 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成一二年一月三日通商産業省令第二三五号)

- 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 この省令は、平成十三年一月九日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一九日通商産業省令第三九六号)

- 1 この省令は、平成十三年一月九日から施行する。
- 2 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日通商産業省令第九二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

別表第一 削除

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第二 (第一条関係)

別表第二（第一条関係）

(表)
輸出取引承認申請書

経済産業大臣 殿	※承認番号	
	※有効期限	

申請者
氏名又は名称
又は代表者の氏名 _____ 申請年月日 _____
住 所 _____ 電話番号 _____

次の輸出取引の承認を申請します。

- 1 承認申請事項
 数量 価格 品質 意匠 代金決済方法 その他の取引条件 ()
- 2 買主名 _____ 住 所 _____
- 3 仕 向 国 _____ 経 由 地 _____
- 4 商品名等 _____

商品名及びその明細	数量及び単位	FOB単価	総 価 額
	計		計 (FOB建てUS\$換算額)

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

- 5 代金決済方法 _____
- 6 その他の取引条件 _____

※ 承認又は不承認
この輸出取引承認申請は、輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令第1条第1項の規定により 承認する。 次の条件を付けて承認する。 承認されたので通知する。 次の条件を付けて承認されたので通知する。 承認しない。

条件

経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

(裏)

※通 関

税関申告番号	商品名	船積数量	インボイス金額	通関年月日	税関名

- 注 (1) 用紙の大きさは、A列4番とします。
 (2) ※印の欄は、記入しないでください。
 (3) 「承認申請事項」の欄は、該当事項の番号に×印をつけてください。
 (4) 「買主名」及びその「住所」の欄には、輸出の相手方たる買主の氏名又は名称と住所（以下「氏名等」という。）を記入してください。なお、買主又は支払人と荷受人が異なるときは、買主及び支払人の氏名等は同欄の上の行に、荷受人の氏名等は下の行に記入して下さい。
 (5) 「経由地」の欄は、貨物が仕向国に至るまでに積み替えられる場合以外は記入する必要がありません。
 (6) 「数量」の欄は、数量が承認申請事項となっている場合に限り、計の欄に記入する数字の直前及び直後に※印をつけてください。
 (7) 「単価」の欄は、価格が承認申請事項となっていない場合には、記入する必要がありません。
 (8) 「その他の取引条件」の欄は、価格、品質、意匠及び代金決済方法以外の取引条件が承認申請事項となっている場合に限り、承認申請に必要な事項を記入してください。
 (9) 「承認又は不承認」の欄は、該当事項の番号に×印をつけます。

別表第三（第二条関係）

- 一 無償で輸出する貨物
- 二 保税地域に搬入し、倉入れし、又は移入された貨物であつて、保税地域から積み戻す貨物
（対外支払手段により主原料の全部又は一部を輸入し、保税地域内でこれに加工して製造した貨物であつて、保税地域から積み戻すものを除く。）
- 三 積み替えられる貨物
- 四 総価額が十五万円以下の貨物
- 五 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品